

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日及び同年12月15日は30万6,000円、16年6月25日は31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

平成15年6月、同年12月及び16年6月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社が保管する給与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年6月16日及び同年12月15日は30万6,000円、16年6月25日は31万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 27 年 11 月 18 日まで
② 昭和 29 年 1 月 1 日から同年 8 月 3 日まで
③ 昭和 29 年 12 月 4 日から 32 年 10 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

当時は脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間を脱退手当金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給されている厚生年金保険被保険者期間の最終事業所において被保険者資格を喪失した日（昭和 32 年 10 月 26 日）の直後（同年 11 月 1 日）に別の事業所に再就職している上、当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間①、②及び③に係る記号番号と同一番号であることを踏まえると、申立人が引き続き厚生年金保険被保険者として勤務する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、上記の申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、脱退手当金の支給決定日（昭和 33 年 7 月 29 日）直前まで勤めていた事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている期間と申立期間は同一の記号番号で管理されているにもかか

わらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 17 日から 23 年 4 月 6 日まで

A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金を支給したとされているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 23 年 4 月 6 日）から 1 年 7 か月後の 24 年 11 月 19 日に支給決定されたこととなっており、事業主による代理請求がなされたものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、A社B工場の直前に勤務していた事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる時期には別事業所に勤務して共済組合の組合員となっており、当時、厚生年金保険被保険者期間と共済組合の組合員期間は通算できなかったことから、申立人が脱退手当金を請求するに当たり、過去に勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から41年3月25日まで
A社に妻と一緒に入退社したが、妻の年金記録は有るのに、私の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、夫婦一緒に入社してきたか、会社が倒産するまで勤務していたか覚えていない。」と証言しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している元同僚7名のうち、3名は申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該事業所は、従業員全員に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる上、申立期間における健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)の保存も無い上、当時の事業主及び一緒に働いていたとされる親族は既に亡くなっているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 18 日から同年 10 月 12 日まで

A社を退職した後、自分でB社会保険事務所(当時)へ行き、同社に勤務した期間の脱退手当金の請求はしたが、C社に勤務した期間は厚生年金保険の被保険者になっていないと思っていたため、申立期間の脱退手当金は請求していないので、支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後に勤務したA社を退職した後、自分で手続きを行い、脱退手当金を受給したとしていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されているところ、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 12 日から 43 年 6 月 28 日まで

年金事務所から申立期間について脱退手当金が支給されているとの連絡があったので確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。

脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も全く無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のB社に係る被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、申立期間後の被保険者期間は、申立期間について脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月から 20 年 8 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与額が年金事務所に記録されている標準報酬月額よりも高かったので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿、並びにB市から提出された平成 19 年及び 20 年の住民税における社会保険料控除額の記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。